重要事項説明書

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 三幸福祉会
主たる事務所の所在地	〒674-0051
	兵庫県明石市大久保町大窪3104-1
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 池田ひとみ
電話番号	(078) 934 - 0800

2. ご利用施設

施設の名称	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
	清華苑ショートステイサービス
施設の所在地	〒674-0051
	兵庫県明石市大久保町大窪3104-1
都道府県知事許可番号	2872000555
施設長の氏名	岩 西 太 一
電話番号	(078) 934-0800
ファクシミリ番号	(078) 934-0830

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員	市町村基準該当
	指定年月日	指定番号		サービス
介護老人福祉施設	昭和62.4.20	2872000258	100名	該当
(介護予防)短期入所生活介護	平成18.4.1	2872000555	10名	該当
通所介護	平成1.3.23	2872000399	17名	該当
介護予防通所介護	平成18.4.1	2872000399	17名	該当

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	・利用者が一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な場合に、当事業者が運
	営する施設において、短期入所生活介護サービスを提供します。
	・利用者のその能力を活かして、可能な限り自立した日常生活を営むことができる
	よう、各種サービスを提供します。
運営の方針	・地域の利用者の方々との出会いを大切にし、「ここに来れば安心だ」と思ってい
	ただけるような施設を目指しています。
	・私たちの提供するのは、「生きていてよかった」とほんの一瞬でも頬を緩めてい
	ただけるようなサービスです。
	・そのサービスは、「ごく当たり前のことをごく当たり前に」提供することです。
	決して、「いんぎんな」ものでも「ぞんざいな」ものでも「なれなれしい」もの
	でもありません。一人ひとりの職員の心暖かい気持ちを表現したものです。
	・利用者が困っておられるときには素早く対応し、利用者が希望されないことは押

し付けません。その方にとっての「普通の生活」を実現しようと努力し、地域に 信頼と安心をお届けするのが私たちのサービスです。

5. 通常の実施地域

対象地域	明石市全区域、神戸市西区、加古郡稲美町・播磨町
	(左記以外の地域でもご相談に応じます。)

6. 施設の概要

介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム清華苑」併設 (短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護) 清華苑ショートステイサービス)

敷	地		5, 404. 17 m ²
建	物	構 造	鉄筋コンクリート鉄骨造
		延床面積	3587. 27 m ²
		利用定員	10名(「特別養護老人ホーム清華苑」定員100名)

(1) 居 室(特別養護老人ホームと共用)

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	6	76.89 m²	12.82 m ²
2人部屋	7	119.88 m²	8. 56 m²
4人部屋	2 3	803.02 m ²	8. 7 3 m²

(2) 主な設備(特別養護老人ホームと共用)

設備の種類	数	面積	特 色
食堂・デイルーム	3		介護テーブル有り
機能訓練室	1		平行棒、滑車、肋木、
			マイクロ波有り
一般浴室	1	38.43 m²	
機械浴室	チェアーインバス2台	80.17 m²	
	ストレッチャー式1台		
医務室	1	30.84 m²	
洗面所	1階 1箇所		車椅子対応
	2階 2箇所		
	3階 2箇所		
便所	1階 2箇所	16.23 m²	背もたれ有り
	2階 2箇所	$34.35\mathrm{m}^2$	
	3階 2箇所	$34.35\mathrm{m}^2$	

6. 職員体制「特別養護老人ホーム清華苑と兼務」

従業員の職種 員数	職務の内容	保有資格
務0	養者及び業務の実施状況の把握その他の業 の管理を一元的に行います。また法令等の規 を遵守させるため必要な指揮命令を行いま	

医師(嘱託医)	1名以上	利用者の健康管理や療養上の指導を行います。	医師
生活相談員	2名以上	利用者がその有する能力に応じた自立した日	社会福祉士又は
		常生活を営むことができるよう、生活 指導や	社会福祉主事
		介護に関する相談及び援助などを行います。	
介護職員	基準の	介護計画に基づき、利用者の心身に応じた日常	介護福祉士など
	人員以上	生活上の世話を適切に行います。	
看護職員	3名以上	利用者の心身の状況等の把握及び利用者の健	看護師又は准看
		康管理や静養のための必要な措置を 行いま	護師
		す。	
管理栄養士	1名以上	適切な栄養管理及び栄養改善サービスの提供	管理栄養士
		を行います。	
機能訓練指導員	1名以上	介護計画に基づき、その利用者が可能な限り、	看護師または理
		その有する能力に応じ自立した日常 生活を	学療法士など
		営むことができるよう、機能訓練を行います。	
介護支援専門員	1名以上	介護計画を作成するとともに利用者等への説	介護支援専門員
		明を行い、同意を得て、介護計画を交付します。	
		また実施状況の把握及び介護計画の変更を行	
		います。	
事務員	1名以上	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等	
		を行います。	
調理員	基準の	利用者に提供する食事の調理を行います。	調理師など
	人員以上		

7. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
施設長	・日 勤 9時 ~17時まで	日・祝日
		隔週土曜日
医師	・週2回(月・金)	_
生活相談員	・日 勤 9時 ~17時まで	日・祝日
介護職員	交替勤務	交替
	・早 出 7時10分~16時10分まで	
	・準早出 8時00分~17時00分まで	
	・日 勤 9時30分~18時30分まで	
	・準遅出 10時00分~19時00分まで	
	・遅 出 11時00分~20時まで	
	・夜 勤 17時00分 ~翌9時50分まで	
看護職員	交替勤務	交替
	・早 出 8時 ~17時まで	
	・中 出 8時30分~17時30分まで	
	・遅 出 9時30分~18時30分まで	
管理栄養士	・日 勤 9時 ~17時まで	日・祝日
	(土曜日) 9時 ~12時30分まで	
介護支援専門員	・日 勤 9時 ~17時まで	日・祝日
機能訓練指導員	・早 出 8時 ~16時まで	変則

	・中 出 8時30分~17時30分まで	
	・遅 出 9時30分~18時30分まで	
調理員	交替勤務	交替
	・早 出 6時15分~14時45分まで	
	・添早出 6時45分~15時15分まで	
	・中 出 8時20分~17時20分まで	
	・主中出 8時50分~17時50分まで	
	・遅 出 10時00分~19時まで	
事務員	・日 勤 9時 ~17時まで	日・祝日

8. 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の6か月前から受け付けており
	ます。

9. 施設サービスの概要と利用料(法定代理受領を前提としています。)

(1) 介護保険給付によるサービスの内容と利用料金

(1) 介護保険給付によるサービスの内容と利用料金				
サービスの種別	内	容	自己負担額	
食事	◎食事時間:		実費をご負担いただきま	
	・朝 食 8時~		す。	
	・昼 食 12時~		1 目あたり 1 7 0 0 円	
	・夕 食 17時45分~		(朝:¥350 昼:¥750夕:¥600)	
	◎食事場所:		※収入に応じて負担	
	・原則として、食堂でおとり	ください。	軽減措置があります。	
	・献立表は、1週間前までに	、各階掲示板に掲示		
	いたしますのでご覧くださ	ر ر _°		
	◎療養食の有無:			
	・病状に合わせて、低カロリ	一食、低脂肪食、減		
	塩食を提供できます。			
	・ADLに合わせて、粥食、	刻み食、極小刻み食、		
	ミキサー食を提供できます	0		
	<u>◎その他:</u>			
	食べられないものやアレル	ギーがある方は事前		
	にご相談ください。食事を	変更いたします。		
	・誤嚥 (ムセ) のある方には	、、トロミアップを提		
	供できます。			
	・お茶または白湯の給湯は、	介護員が行います。		
排せつ	・おむつの交換は、4回/日	の定時と個人差によ		
	る随時交換も行います。な	お随時交換について		
	は、ご利用者個々の尿量や	排尿回数の調査に基		
	づき、4~7回となります	0	サービス利用料金の1割	
	・ADLに合わせて、適時、	トイレやポータブル	をお支払いただきます。	
	トイレへの誘導をいたしま	す。	(但し、要介護認定の再認	

入浴・清拭	・入 浴 日:週2回	定手続きが遅れますと、介		
	・入浴時間:9時30分~11時まで	護保険の適用が受けられ		
	13時45分~15時15分まで	なくなります。再認定まで		
離床	・寝たきり防止のため、毎食時または適時の離床	の間は、10割のお支払い		
	のお手伝いをします。	になりますので、お気をつ		
着替え	・毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	<u>けください。</u>)		
整容	・身の回りのお手伝いをします。			
シーツ交換	・シーツ交換は週1回行います。			
	・汚染時は随時、交換いたします。	滞在費、食費の負担限度額		
寝具の消毒	・寝具の消毒は、年2回行います。(医師の指導に	の適用を受けるには認定		
	よる必要時はこの限りではありません。)	申請が必要ですので、ご家		
洗濯	・日常の洗濯は職員が行います。洗濯物を洗って	族のご自宅に「介護保険負		
	お届けするまでに少しお時間をいただく場合が	担限度額認定証」の関連書		
	あります。ただし、カーディガン等については	類が郵送されている場合		
	洗濯できませんのでご了承下さい。	は、お忘れなく当施設まで		
娯楽等	・当施設では、カラオケなどの娯楽設備を整えて	ご持参ください。		
	おります。			
介護相談	・利用者とその家族からのご相談に応じます。			
健康管理	・当施設の嘱託医により、週2回診察日を設けて			
	健康管理に努めます。			
	(当施設の嘱託医師)			
	氏 名:池田善紀			
	病院名:三幸診療所			
	診療科:内科			
送迎	・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分	送迎代(介護保険対象)と		
	での入退所が困難の方は、施設送迎車での送迎	して1割負担で 190 円を		
	を行います。	お支払い頂きます。		
感染症対策	感染症及び食中毒の発生や蔓延を防ぐ為に委員会を	設置し、感染予防に関する		
	指針の作成や職員研修を行うと共に、感染症の発生	が疑われる際は対応の手順		
	に従い対応します。			
	集団生活を送る施設は、人との交流も多く活動的に	過ごせる反面、人が集まっ		
	ているうえに他者との距離が近いため、利用者及び職員間で感染リスクがあり			
	ます。また、高齢者は基礎疾患を有する方や、比較的体力や免疫力などが低い			
	場合が多く、万が一感染症に罹患すると重症化、集団発生となるリスクもあり			
	ます。			
介護事故発生の	介護上の事故等の発生及び再発防止の為に、事故発生時の対応に関する指針を			
防止	整備すると共に、事故報告を分析し、改善策を検討する委員会を設置し、職員			
	への周知や研修会を開催して再発防止に努めます。			

(2) 介護保険給付外サービスの内容と利用料金

サービスの種別	内	容	自己負担額
理髪	・理髪:月2回(第3・	第4木曜日)	実費をご負担いただきます。
	業者が来苑している日	日程中にショートご利	• 理髪:
	用の場合、サービスを	実施します。	1回あたり2,000円

	散髪を希望される場合は、前もって職員にお	をお支払いいただきます。
	申し出ください。	
喫茶室	・毎日13時45分~15時まで、2階「喜楽	・ソフトドリンク類:150円
	亭」前で喫茶コーナーを開店しております。	をお支払いいただきます。
レクリエーショ	・レクリエーション活動として、書道、華道、	費用がかかる場合には、
ン活動や行事等	音楽療法、詩吟等のクラブ活動があります。	実費をご負担いただきます。
	・花祭り、納涼祭等の苑内行事があります。	
	・観桜会等の苑外行事があります。	
日常生活品や	・介護用品(自助具や杖など)の購入代行をい	代金をご負担いただきます。
嗜好品等の購入	たします。	
代行	・歯ブラシ等の日用品やおかし等の嗜好品は、	
	毎週日曜日までに買い物のご希望をおうか	
	がいし、水曜日にはお手元にお届けします。	
	・新聞・雑誌の定期購読も可能です。	
電気製品の使用	・電気製品の持ち込み、新規購入については職	1製品につき、
	員にご相談ください。	1か月あたり1,500円を
		ご負担いただきます。(利用期
		間が1か月に満たない場合
		は、日割り計算します。)
電話	・1 階の正面玄関に公衆電話を設置してありま	実費をご負担いただきます。
	す。	
	ただし、テレホンカードは使用できません。	
	小銭は、事務所で両替ができます。	
	・夜間は安全のため、各階寮母室に申し出て	
	ください。	
郵便物	・切手、葉書は購入代行できます。また、事務	実費をご負担いただきます。
	所でも取り扱っていますので、お申し出くだ	
	さい。	
	・投函は寮母室または事務所へお持ちくださ	
	い。配達物は、職員がお手元にお届けします。	

※その他、日常生活に必要な物品(ただし、施設指定銘柄のおむつを除きます。)につきましては、 ご利用者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

※医療について。

当施設の嘱託医による健康管理につきましては、介護保険給付サービスに含まれておりますが、 それ以外の医療につきましては、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになり ます。なお、緊急の場合以外は、医療機関への通院送迎はいたしません。

●ご利用料金

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は原則として1割の額(一定以上の所得のある方は2割または3割)です。

(A)~(D)の該当箇所の合計額が利用料金となります。

(A) 施設サービス費(多床室)

(==)	<i>></i>
	(A)介護負担
要介護度	(1割負担分)
	1日あたり
要介護1	¥623
要介護 2	¥695
要介護3	¥770
要介護 4	¥842
要介護 5	¥914

要支援区分	(A)介護負担 (1割負担分)	
	1日あたり	
要支援1	¥466	
要支援2	¥580	

	(A)介護負担
要介護度	(2割負担分)
	1日あたり
要介護1	¥1,246
要介護 2	¥1,389
要介護3	¥1,539
要介護 4	¥1,684
要介護 5	¥1,827

要支援区分	(A)介護負担 (2割負担分)	
	1 日あたり	
要支援1	¥932	
要支援 2	¥1,159	

要介護度	(A)介護負担 (3割負担分)	
	1 日あたり	
要介護1	¥1,869	
要介護 2	¥2,083	
要介護3	¥2, 309	
要介護 4	¥2,526	
要介護 5	¥2,740	

要支援区分	(A)介護負担 (3割負担分)	
	1日あたり	
要支援1	¥1,398	
要支援 2	¥1,739	

※療養食(糖尿食、腎臓病食等)の提供がある場合は、療養食加算(9円/1食)が加算されます。 ※若年性認知症患者を受け入れた場合、若年性認知症利用者受入加算(124円)が加算されます。 ※認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者を受け入れた場合は、認知症の行動・心理症状緊急対応加算(207円/日)が加算されます。但し、入所日から7日を上限とする。

◆加算料金

加算名称	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
□併設短期生活Ⅱ(1~5)			
□短期生活相談員配置等加算	14 円/日	27 円/日	41 円/日
□短期生活機能向上連携加算 I	104 円/月	207 円/月	310 円/月
□短期生活機能向上連携加算Ⅱ1	207 円/月	414 円/月	620 円/月
□短期生活機能向上連携加算Ⅱ2	104 円/月	207 円/月	310 円/月
□短期生活機能訓練体制加算	13 円/日	25 円/日	37 円/日
□短期生活個別機能訓練加算	58 円/日	116 円/日	174 円/日
□短期生活看護体制加算 I	5 円/日	9 円/日	13 円/日
□短期生活看護体制加算Ⅱ	9 円/日	17 円/日	25 円/日
□短期生活医療連携強化加算	60 円/日	120 円/日	180 円/日
□短期生活夜勤職員配置加算 I	14 円/日	27 円/日	41 円/日
□短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ	14 円/日	27 円/日	41 円/日
□短期生活夜勤職員配置加算Ⅲ	16 円/日	31 円/日	47 円/日
□短期生活夜勤職員配置加算Ⅳ	16 円/日	31 円/日	47 円/日
□短期生活認知症緊急対応加算	207 円/日	414 円/日	620 円/日
□短期生活若年性認知症受入加算	124 円/日	248 円/日	372 円/日
□短期入所生活介護送迎加算	190 円/片道	380 円/片道	570 円/片道
□緊急短期入所受入加算	93 円/日	186 円/日	279 円/日
□短期生活長期利用者提供減算	-31 円/日	-62 円/日	-93 円/日
□短期生活療養食加算	9円/回	17 円/回	25 円/回
□短期生活在宅中重度者受入加算 1	435 円/日	870 円/日	1,305 円/日
□短期生活在宅中重度者受入加算 2	431 円/日	862 円/日	1,293 円/日
□短期生活在宅中重度者受入加算 3	435 円/日	870 円/日	1,305 円/日
□短期生活在宅中重度者受入加算 4	431 円/日	862 円/日	1,293 円/日
□短期生活認知症専門ケア加算 I	3円/日	6円/日	9円/日
□短期生活認知症専門ケア加算Ⅱ	5 円/日	9 円/日	13 円/日
□短期生活サービス提供加算 I	23 円/日	46 円/日	69 円/日
□短期生活サービス提供加算Ⅱ	19 円/日	37 円/日	56 円/日
□短期生活サービス提供加算Ⅲ	7円/日	13 円/日	19 円/日
□看取り連携体制加算	67 円/日	133 円/日	199 円/日
□□腔連携強化加算	52 円/日	104 円/日	155 円/日
□生産性向上推進体制加算 I	104 円/月	207 円/月	310 円/月
□生産性向上推進体制加算Ⅱ	11 円/月	21 円/月	31 円/月

(B) 居住費(滯在費)·(C) 食費

	対象者	利用者 負担区分	(B)居住費 (滯在費)	(C)食費
生活保護受給者		NO.	Vaca	
	老齢福祉年金受給者	1 段階	¥0	¥300
市町村民	合計所得額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が 年間80万円以下の方	2段階	¥430	¥600
世帯全員が村民税非課税者	合計所得額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が 年間 80 万円超 120 万円以下の方	3段階①	¥430	¥1,000
	合計所得額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が 年間 120 万円超の方	3段階②	¥430	¥1, 300
	上記以外の方	4 段階	¥980	¥1, 800

※なお、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について令和6年6月1日以降「介護職員等処遇改善加算」へ一本化となります。

介護職員の処遇改善と更なる資質向上の取り組み、雇用管理の改善や労働環境の改善を進める 事業所に対して、1月につき総単位数(所定単位数)の 14%が介護職員等処遇改善加算とし て算定されます。

- ※その他、実費負担分は上記には含まれていません。(散髪代・喫茶代・個人の電気代等)
- ※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払 い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されま す。(償還払い)
- ※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ※居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ※介護保険における保険支給額および利用者負担額の計算において、計算金額の端数処理等が 行われるため、計算金額と上表の負担金額とに若干の差異が生じることがあります。

(D) 送迎代(介護保険給付の対象となる送迎)

(単位:円)

	基本料金	利用者負担分(1割)
片道1回につき	1, 900	190

(3) 利用者負担金の支払い

- ・当施設は、利用者が指定する送付先に対し、当該月の料金の合計額の請求書及び明細書を、 その翌月の15日までに送付します。利用者は、当施設に対し、当該月の料金の合計額をそ の翌月27日までにお支払いください。
- ・なお、支払い方法は、双方が合意した方法によります。

10. キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用開始2日前まで	無料
利用開始前日まで	1日の施設サービス利用料金の 5%
利用開始当日または利用期間中	1日の施設サービス利用料金の 10%

11. 身体的拘束等の禁止

- ・事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行いません。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。
- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

12. 虐待防止に関する事項

- ・事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ・事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市 町村に通報します。

13. 業務継続計画の策定等

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に 実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」 という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施します。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行い ます。

14. 認知症への対応力向上に向けた取り組み

・事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除 く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

15. 苦情等申立窓口

・当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設ご利用相談室(窓口担当者の生活相談員 原田 七海 または、 施設長 岩西 太一、電話(078-934-0800)までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

◎介護保険制度・居宅支援事業・サービス提供に関する相談窓口一覧

(1) 清華苑ショートステイサービスの相談窓口

特別養護老人ホーム清華苑	苦情受付責任者 岩西 太一 (施設長)	
	苦情受付担当者 原田 七海(生活相談員)	
所 在 地	= 6 7 4 - 0 0 5 1	
	明石市大久保町大窪3104-1	
連絡先電話番号	電話 078 (934) 0800	
	FAX 078 (934) 0830	

(2) 介護保険制度全般に関する相談窓口

兵庫県国民健康保険団体連合会	〒650-0021	電話
	神戸市中央区三宮町1丁目9番	078 (332) 5617
	1-1801号	

(3) 福祉サービスに関する苦情相談窓口

兵庫県福祉サービス運営適正化	〒651-0062	電話
委員会	神戸市中央区坂口通2丁目1-18	078 (242) 6868
	兵庫県福祉センター内	

(4) 明石市在住の利用者の方の介護保険相談窓口

明石市福祉局	〒673-8686	電話
高齢者総合支援室(介護保険)	明石市中崎1丁目5番1号	078 (918) 5091

明石市福祉局	〒673-8686	電話
福祉施設安全課	明石市中崎1丁目5番1号	078 (918) 5279

(5) その他の市区町村の方

※お住まいの地域の市町村役所の介護保険窓口で相談が出来ます。

16. 協力医療機関

医療機関の名称	特定医療法人 誠仁会 大久保病院
院長名	山村 誠
所在地	〒674-0051
	兵庫県明石市大久保町大窪2095-1
電話番号	(078) 935-2563
診療科	内科、外科、循環器科、整形外科、放射線科、消化器科 他
入院設備	有

医療機関の名称	医療法人社団 医仁会 ふくやま病院
院長名	譜久山 剛
所在地	〒673-0018
	明石市硯町2丁目5-55
電話番号	$(0\ 7\ 8)\ 9\ 2\ 7-1\ 5\ 1\ 4$
診療科	内科、消化器内科、呼吸器内科、外科・整形外科 他
入院設備	有

医療機関の名称	医療法人 公仁会 明石仁十病院
院長名	小澤 一之
所在地	T 6 7 4 — 0 0 7 4
	明石市魚住町清水1871-3
電話番号	(078) 942-1921
診療科	内科、消化器科、呼吸器科、整形外科、泌尿器科 他
入院設備	有

17. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	西神中央ファミリー歯科
院長名	谷野 憲達
所在地	〒651-2272
	神戸市西区狩場台 3-9~5
電話番号	(078) 990-4618
診療科	歯科
入院設備	無

18. 非常災害時の対策

災害時の対応	・別途定める「特別養護老人ホーム清華苑 消防計画」にのっとり対
	応を行います。
	・災害時の職員への連絡は、火災通報装置により各班長へ自動連絡さ
	れ、その後、緊急連絡網により、各職員に伝達されます。
	災害時は、全職員が施設に急行し、災害処置に当たります。
平常時の訓練	・別途定める「特別養護老人ホーム清華苑 消防計画」にのっとり年
	2回以上実施し、そのうち避難・通報・消火の総合訓練を年1回以
	上実施します。(消防署立会い)
	・訓練実施後は、消防署本部へ連絡します。

防火設備	スプリンクラー設備		有
	• 避難階段		有(3カ所)
	•避難口(非常口)		有(14カ所)
	• 自動火災報知設備		有
	誘導灯および誘導標識		有(44カ所)
	・防火扉・シャッター		有(15カ所)
	• 屋内消火栓設備		有(6カ所)
	・屋外消火栓設備		有(1カ所)
	• 非常通報設備		有
	・非常用電源設備		有
	・カーテン、布製ブラインド、	じ	ゅうたん等は、防炎性能のあるもの
	を使用しております。		
消防計画等	明石消防署への届出日:平原	23(0年4月1日(防火管理者:藤原亮太)

19. サービスの第三者評価の実施状況について)

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	_
第三者評価機関名	_
評価結果の開示状況	WAMNET(実施した場合)

20. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	・通常の面会時間は、9時~17時までになっております。ただし、 緊急の場合は、この限りではありません。
	・来訪者は面会時間を遵守し、面会の際は玄関に置いてあります面会
	者票にご記入ください。なお、正面玄関は17時に閉まりますので、
	それ以降は、正面玄関東側にあります職員通用口より出入りをお願
	い致します。
外出	・ご自由にしていただけますが、ご家族のお迎えが必要です。
	・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を事前に各階寮母室に申し出て
	ください。寮母室に簡単な届け出用紙がございます。
居室・設備・器具の利用	・施設内の居室の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。
	これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく
	ことがあります。
食事	・欠食する場合は、前日の午前中までに寮母室に申し出てください。
衣類	・衣類は必ず指定の所に名前をはっきり書いてください。記名のない
	場合の紛失は、責任を負いかねます。
貴重品・現金等の管理	・基本的には、個人管理となっております。
	・貴重品、高額な現金は持ち込まないようにお願い致します。
	・事務所でもお預かりしますので、職員にお申し付けください。
電気製品	・電気製品の持ち込みについては職員にご相談ください。
所持品の管理	・基本的には、個人管理となっております。

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)清華苑ショートステイサービス

	・私物には、必ず、指定の所に名前をはっきり書いてください。
	記名のない場合の紛失は、責任を負いかねます。
	記入については、職員にご相談ください。
飲食物の持ち込み	・食事類の持ち込みは、適量でお願いいたします。ご希望により、
	寮母室でお預かりいたします。
	・生ものは、面会時にご一緒にお召し上がりください。(利用者への
	手渡しは禁じます)
	※梅雨時期、夏期等は、原則として持ち込みをお断りします。
喫煙・飲酒	・喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
	・飲酒は各利用者の身体状況による適量の晩酌をすることができます。
電話	・1階の正面玄関に公衆電話を設置してあります。ただし、テレホン
	カードは使用できません。小銭は、事務所で両替ができます。
	・夜間は安全のため、各階寮母室に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。
	・これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく
	ことがあります。
迷惑行為等	・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみ
	くもに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください
宗教活動・政治活動	・施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠
	慮ください。
動物飼育	・施設内へのペットの持ち込み及び飼育は原則としてお断りします。

短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護) 清華苑ショートステイサービス

私は、本書面に基づいて、貴施設の職員(職名 生活相談員 氏名 原田 七海) から 上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

年 月 日

(利用者 甲)

住 所

氏 名

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名

署名を代行した理由

(利用者の家族等)

住 所

氏 名

続 柄